

障害者虐待の防止について

栃木県保健福祉部
障害福祉課 福祉サービス事業担当

○ 障害者虐待とは

養護者による虐待

障害者福祉施設従事者等による虐待

使用者による虐待

○ 障害者虐待の類型

身体的虐待

性的虐待

心理的虐待

放棄・放置
(ネグレクト)

経済的虐待

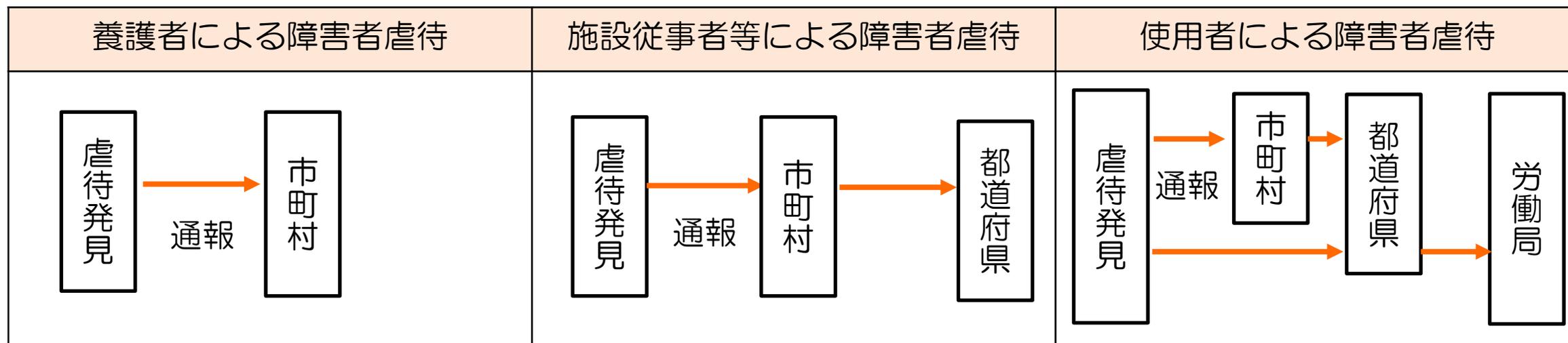
<p>身体的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 殴る • 蹴る • つねる • 平手打ちする • 部屋に閉じ込める • 無理やり食べさせる 等
<p>性的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 性行為を強要する • 裸にする • わいせつな映像を見せる • キスをする • 本人の前でわいせつな言葉を発する 等
<p>心理的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 怒鳴る • ののしる • 悪口を言う • 侮辱する言葉を浴びせる • 仲間に入れない • 意図的に無視する • 子供扱いする 等
<p>放棄・放置 (ネグレクト)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 食事や水分を十分に与えない • 入浴させない • 病気やけがをしても受診させない • 他の職員の虐待行為を放置する 等
<p>経済的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 年金や賃金を渡さない • 本人の同意無しに財産、預貯金等を処分する • 日常生活に必要な金銭を渡さない 等



障害者虐待防止法では、生命又は身体に重大な危険が生じているかどうかに関わらず、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。



「疑い」の段階で、通報義務が発生しています！



障害福祉施設従事者等による障害者虐待 通報後の流れ

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者

虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター

緊急性の判断(コアメンバー会議)

事実確認・訪問調査

虐待の有無の判断(ケース会議)

関係法令に基づく行使

市
町
村



都道府県障害者権利擁護センター

障害者総合支援法、社会福祉法等に基づく権限の行使

都
道
府
県



障害者福祉施設従事者は、一段高い意識が求められています

【障害者虐待防止法 第6条第2項】

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(参考) 障害者虐待発見チェックリスト

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">• 身体に小さな傷が頻繁にみられる• 急におびえたり、こわがったりする• 手をあげると、頭をかばうような格好をする• 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある 等
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">• 肛門や性器からの出血、傷がみられる• 周囲の人の体をさわようになる• 卑猥な言葉を発するようになる• 人目を避けたがる、一人で部屋に居たがるようになる 等
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">• かきむしり、かみつきなど攻撃的な態度がみられる• 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠る事への恐怖、過度の睡眠などがみられる• おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす• 自傷行為がみられる 等
放棄・放置 (ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none">• 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍• 部屋から異臭、極度に乱雑、ゴミを放置している• ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着• 学校や職場に出てこない、支援者に会いたがらない、話したがらない 等
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">• 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がない• 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない• サービスの利用料や生活費の支払いができない• 親が本人の年金を管理し遊興費等に使っているように思える 等

見て見ぬふり・気づかないふりが虐待を招く

あの職員さんの支援のやり方、大丈夫かな？
みんな心の中では思っていたけれど、
見ていないふり・気づかないふりをした



いつの間にかエスカレート
みんなで隠さなければ、とってしまった

本人も、最初は適切な支援の範囲内だった
徐々に慣れてしまい、無自覚に虐待に

小さいうちに
摘み取ることが
大切！

なんでも言える
風通しの良い
職場づくりを

「虐待はどここの施設でも起こりうる」意識が大切です

- × 「虐待は絶対にしてはいけない、起こるはずがない」という意識
- 「いつ虐待の芽が生まれるか分からない」という意識
 - 虐待や支援のミスそのものを恐れるのではなく、それらに気づけないことを恐れてください。



積極的な研修受講をお願いします

栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修

(内容)

【講義】

- 当事者、家族の声を聴く
- 身体拘束等の適正化の推進
- 法人・事業所の理念と管理者の役割
- 虐待を防止するための日常の取組
- 職員のメンタルヘルス
- 虐待があった場合の対応

【演習】

- グループワーク

(時期)

- 例年1月～2月頃

※毎年、内容や時期は変動します。

- 他の施設や事業所との交流の機会にもなり、自らの支援を見直すきっかけになります。
- その他、強度行動障害支援者養成研修等、様々な研修受講により、支援の質の向上に努めてください。

出前講座の活用も

とちぎ県政出前講座で、「障害者虐待の防止について」の講座を設けています。
県障害福祉課の職員が事業所等にお伺いし、虐待防止について説明します。
職員の派遣費用はかかりません。

詳細は、下記のURLで御確認ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/kouza/demae.html>

※申込みの際は、必ず事前に県障害福祉課へ御相談ください。

人員配置に余裕がなく、研修に職員を派遣できなくて困っている・・・。
そんなときにぜひ御活用ください。